

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 7月26日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	取水設備除塵装置固定バースクリーン(G)の点検計画に基づく点検に際して、震災後の点検計画では平成25年7月31日が点検期限となっていたが、取水設備点検用スクリーン門型クレーンに不適合(7月19日公表済)が発生したため、点検期限延長の妥当性を評価。	GIII	
2	1号機	第1給水加熱器(C)液位発信器元弁において、全閉操作を行ったところ固着による作動不良が認められたため、当該元弁を点検・修理。	GIII	
3	その他	2号機取水設備除塵装置前の海面において、油らしき物が浮いていることを発見(2~5秒に1回 連続的に海中より浮かび上がっている)したため原因調査。(拡散防止のため1、2号機取水口他にオイルフェンスを設置済み。)	GIII	